

安高小説

武

				二七三	和書門
八	一	九	一	四	
冊	架	函	號	類	

庫文閣内					
一五三		二七三			和書
函		一八		四	
架		冊		號	類

内閣文庫	
番號和	27314
冊數	8 (2)
函號	153 290



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

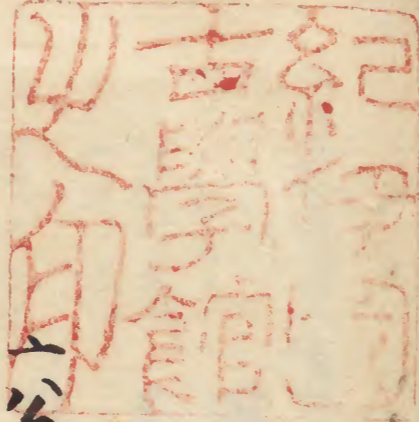
Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり



松阪學問所

人品之部

公方より号ハ貞衡云公方
院乃沙所
帝王此は後代と云

舟の法位也院乃沙所
古世と乃
静より号

時天子より
公方の号沙免あり

者時より
世上一統より
公方の号成業

甲斐より
公方の号と云れ
將軍早六

より
公方の号と云れ
勅使

公方より号は貞衡云公方
未十八枚と云る
ス

公方ト申
童孫瑞公公方
飲傳迎被家ト

人而遠公方

明治十二年購求

土岐家開書云云
河野氏は元弘建武の比天下おろす丸く行幸ありて當國小幡下河野
行宮にまゐりたり
定林寺殿敷買物中河野氏に
河野氏は元弘建武の比天下おろす丸く行幸ありて當國小幡下河野
行宮にまゐりたり
定林寺殿敷買物中河野氏に

一 河形と云事 小名赤松一又京極大内大臣友平波
河野氏も乃大名河形号河野氏有て之を河形と
稱す也 河形号河野氏の老人七人ノニ四免也
一 古くは河野氏を以て河野と云事 河野氏は河野と云事 河野氏は河野と云事
一 今八人の書事との事 河野氏と云也
一 古くは河野氏を以て河野と云事 河野氏は河野と云事 河野氏は河野と云事
一 今八人の書事との事 河野氏と云也
一 古くは河野氏を以て河野と云事 河野氏は河野と云事 河野氏は河野と云事
一 今八人の書事との事 河野氏と云也

一 古くは河野氏を以て河野と云事 河野氏は河野と云事 河野氏は河野と云事
一 今八人の書事との事 河野氏と云也
一 古くは河野氏を以て河野と云事 河野氏は河野と云事 河野氏は河野と云事
一 今八人の書事との事 河野氏と云也
一 古くは河野氏を以て河野と云事 河野氏は河野と云事 河野氏は河野と云事
一 今八人の書事との事 河野氏と云也

かつの事
河野氏は元弘建武の比天下おろす丸く行幸ありて當國小幡下河野
行宮にまゐりたり
定林寺殿敷買物中河野氏に

一 河形と云事 小名赤松一又京極大内大臣友平波
河野氏も乃大名河形号河野氏有て之を河形と
稱す也 河形号河野氏の老人七人ノニ四免也
一 古くは河野氏を以て河野と云事 河野氏は河野と云事 河野氏は河野と云事
一 今八人の書事との事 河野氏と云也
一 古くは河野氏を以て河野と云事 河野氏は河野と云事 河野氏は河野と云事
一 今八人の書事との事 河野氏と云也
一 古くは河野氏を以て河野と云事 河野氏は河野と云事 河野氏は河野と云事
一 今八人の書事との事 河野氏と云也
一 古くは河野氏を以て河野と云事 河野氏は河野と云事 河野氏は河野と云事
一 今八人の書事との事 河野氏と云也

京都將軍管中
（参考人）

乃其別ありは名なきありは名なき

一 種子を書て子のこと... 也 凡此は兄弟の子、種子

あり種子の物、事也 然る今他人を子と爲んじしる

るも種子を云ふは子ありて子ありて事 上古は

まゝの也 中古以来の事

花園左大臣有ける後三條院の事也
白河法皇の種子を云は此及びアリ

一 百姓と云ふは天下の諸人をさして也 今農民乃

るのなりを百姓と云ふなり

一 西の法元 東の法元 又西元 東元 又西元 東元

西元あり年中恒例元云西乃法元なり西の法元

と云元なり也 年中法元元云云 法元中の法元西の

沙表はトハ四對
西ノ子

元元多し人なり事 中略 西の元と云ハあり法元也

此は東元と云ハ内なり西の法元也 然る東元と云

付ハ元東元ハ元西の對面なり 是ハ將軍家ハ元

元東元 年始より西元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元

の四條と云なり 西の法元と云ハ元と云ハ元ハ元

四の人の人なり 今附録ハ元と云ハ元ハ元ハ元

りて西の法元と云ハ元と云ハ元ハ元ハ元ハ元

一 善通奉 定行奉 ともなり 日記にも善通奉ハ元

元在通ハ元定行ハ元 安隱有定ハ元 右家元ハ元

今の善通奉ハ元南都ハ元
古ハ善通奉ハ元大略ト云ハ元

年中史例記八朝ノ系ニ云地下元四年河原者著て自余の著ニ似合の如ク進云

一 加尾一 雜役の人吏を將者といふも同一也
一 道の者といふ諸藝を何れも極めたるを家業とする者といふ也 武士の道の者 儒者の文の道の者 神を
教へ神の道の者 教學者の道の者 出家の佛の道の
者 理人の工匠の道の者 農民の耕作の道の者 商人の
商賣の道の者 遊藝者に於て藝の道の者 遊藝者に於て
將軍此時代の史記に道の者といふは後樂田宗常の
傾城白拍子等の如く於て藝を家業とする者なり 此
ゆゑ道の者といふは於て藝の道の者の事也

一 河原者といふ事 旧記にあり 賤き人吏雜役の者也

一 醫陰兩道に醫師と陰陽師と云也

一 浪人の事 浪人もあり 役所七福も有り 流浪する人の事也
物の水に際ひ浪にゆられてある事あり 舟に乗りて浪
人といふ也 此を穿人の書に云ふ事也 穿人の事 衆人
を穿る也 穿る事也 穿る事也 穿る事也 穿る事也
古き書に浪人の事 穿人の書に云ふ事也 穿人の事
一 大市新と云ふは將軍家の御所居たり 大市新と云ふは
号ハ仙洞沙新と云ふ也 天子乃由 准止る号也 中傳るは号尊
氏云より 二代め義満公より始る也 今川了俊の傳るは
れる難 太平記に云ふ也

一 大市新と云ふは將軍家の御所居たり 大市新と云ふは
号ハ仙洞沙新と云ふ也 天子乃由 准止る号也 中傳るは号尊
氏云より 二代め義満公より始る也 今川了俊の傳るは
れる難 太平記に云ふ也

ちも記
は分添を

長祿記三河内守
陣僧カケ着中候
神南ノ在祿今ハ
何ト云氏難助ト申ス

一陣僧ノ奉宣所將軍乃古例軍陣ハ必僧ト一人侍トモナ

クハ也是を陣僧ト云今山城之邊ヨトの南橋ミナト中ノ東北

ト陣シヤウトク徳寺ト号シテ曹洞宗サウトウシウノ寺あり是ハ春庭シミン座元ザゲン

云僧の関カイキヤ基也春庭ハ天文の末長享年中ハ人トシテ將軍

常徳院ヨシヒ義尚ヨシヒ公乃陣僧ト云也貞云古ハ武士之旨ナル人多ク又世ニ儒者ト物言キモカシ信ノ文筆ノ用ノ為ニ儒ヲ捨也

一 外郎ウイラウ殿中テンチュウハ沙サ礼レイト云テ旧記キウキあり外郎ウイラウハ若ワカシ

鎌倉カマクラ乃執權シウケン北条ホウ泰時テイツキ乃付建長寺ケンチョウジ乃岡山カウサン大覚ダイカク禪師ゼンシ

東朝トウチョウ乃折セリ帝テイ唐土タウトの天子テンシト云テ負外郎ウイラウト云テ官職カンシヨク

の人ヒト官カンを去サリテ世ヨを稱シト禪師ゼンシト云テ日本ニッポント云テ渡ワタリ

透頂トウテイ者モノト云葉エフ成ナリ者モノト云京都キョウトト云居イ住ヂュウト云テ也ナリト云後

殿中次記外郎ハ
外郎ト云テ御葉
備上洗テ後ト云所
也

乃子孫ナニノミコ小田原オダワラ北条ホウ氏ウヂ綱ツナ乃付相別サウベツ小田原オダワラニ奉ホウテ葉エフ成

者モノ氏ウヂ綱ツナト云葉エフの功コト能ノリト云者モノト云也ナリト云小田原

ト云居イ住ヂュウト云テ明神メイシンの命イミト云家イヘ作シリテ終ハシリト云

今イマト云小田原オダワラト云住ヂュウト云也葉エフ乃ノ相サウ別ベツ透頂トウテイ者モノト云

ト云先祖センソの官カン居イ住ヂュウト云葉エフの居イ住ヂュウト云外郎ウイラウト云ハ

ト云也ナリト云種々シツシツ官カン領リョウの代ダイ記キ

一 十二ジュウニ師シ將軍シヤン家ケハ沙サ礼レイト云春ハル名ナ奉ホウ皇ミコ記キト云テ又マタ十二ジュウニ師シ又

十二ジュウニ師シト云ハ又マタ十二ジュウニ名ナト云又マタ十二ジュウニ師シト云

車クルマ也ナリ十二ジュウニ師シハ猿サル樂ガク也ト云年中ナニトシ恒トコ例レイ記キト云

一 檜ヒノ大オホ工クニ塗ヌリ大オホ子コト云テ西ニシ記キあり檜ヒノ大オホ工クニ塗ヌリ大オホ子コト云テ檜ヒノ大オホ工クニ塗ヌリ大オホ子コト云テ

正月シツゲツ四シ奉ホウ始シノ記キアリ

一 歌兼成乃事人之百七代正親四院の代永祿年中出
 雲岡大社大破小及ひりて後ておとす云巫女あしく修
 後乃勅進子廻りけの將軍義輝と乃伊新(九系)の
 行跡の為神樂を定て小流入るりのおと義女を歌兼
 を結しりい將軍(意)を抱らるり又此石古屋(おと)と
 云浪人九歌兼を結して將軍(意)を抱らるりて山左
 おと打交(おと)を歌兼を定て小流入るりが古妻(おと)と
 通して不義の事(おと)を歌兼と定て小流入るり
 浪人(おと)と後信長(おと)の代(おと)もあらず歌兼(おと)は
 孫(おと)のひりり考(おと)を定て小流入るり歌兼(おと)は

入籍し也信長の代歌兼乃場(おと)を此野の人(おと)と
 不(おと)を結して山左(おと)とあらずに歌兼(おと)を定て小流
 入(おと)を結して山左(おと)とあらずに歌兼(おと)を定て小流

長五月八日於此(おと)石古屋(おと)山左(おと)在所(おと)系(おと)檢(おと)や(おと)
 作(おと)成(おと)し一(おと)流(おと)念(おと)を(おと)人(おと)流(おと)来(おと)見(おと) 或(おと)書(おと)ふ(おと)と(おと)き(おと)り(おと)

一 弓取(おと)と云(おと)事(おと) 結(おと)き(おと)武(おと)士(おと)乃(おと)事(おと)を(おと)云(おと)也(おと) 東(おと)鑑(おと)卷(おと)四(おと)行(おと)平(おと)ハ
 日本(おと)に(おと)双(おと)り(おと)取(おと)也(おと) 賴(おと)朝(おと)乃(おと)あ(おと)り(おと)ひ(おと)一(おと)事(おと)を(おと)云(おと)る(おと)る(おと)
 是(おと)下(おと)河(おと)邊(おと)石(おと)臼(おと)行(おと)平(おと)が(おと)結(おと)き(おと)ら(おと)れ(おと)賴(おと)朝(おと)乃(おと)事(おと)也(おと)
 一 甲(おと)乙(おと)人(おと)と(おと)云(おと)ハ(おと)事(おと)を(おと)人(おと)乃(おと)怪(おと)き(おと)人(おと)と(おと)云(おと)る(おと)也(おと) 夫(おと)後(おと)上(おと)り(おと)て(おと)
 甲(おと)乙(おと)人(おと)と(おと)云(おと)ハ(おと)事(おと)を(おと)人(おと)乃(おと)怪(おと)き(おと)人(おと)と(おと)云(おと)る(おと)也(おと) 夫(おと)後(おと)上(おと)り(おと)て(おと)

内藏富純長尾米継伎善散樂令人大笑
古ノ猿樂ハ人ニ知ラハセシムル事ヲ能クスル也今ノ世ハ
古ノ猿樂ノ如クハ執トスル之今ノ能トスル物ハ歌子豫金
乃其ノ代比ナリ始ル也 大抵其カ能ハ
乃其ノ代比ナリ 東山屋の代ハ
ありて古ノ猿樂ノ風變ジテ
作リテ又正樂トスル也其ノ代ハ
参記

一 かつら 桂 カウラン 山城國桂の里より出る桂女 記ス如シ
畠山記云此間公方ノ沙懸参り ニヒツク 舞歌ナシケル桂遊女
ノ装束ナキヤニイラセ若居掛ニ作り彼遊女ノ中ニ入レ已ハ桂

カウラメ是ヨリ前十八
板ノニアリ
今世桂ノ里ニ桂女ト云者
アリ是ハ古ノ遊女ノ桂女
ト別ノ者也其家ニ神
印皇后ノ御腹帯ヲ持侍アリトテ將軍家ノ御室所御遊女ノ時ノ清安産ノ御宇トナル由ニ右ノ皇后ノ御腹帯ヲ信ニ上セ也
冬城ノモト也其先祖桂女神印皇太后新羅維御征伐時祝儀ヲ申ニ奉リ例アリトテ其吉例トテ東照宮御出陣ノ節ニ召シ由

也シカレ此桂カキハ古キ書見テ日本紀ノ神加皇后紀ニ見テイナカレキ者也珠ニ皇后御腹帯ト云フ物ノ其甚チボツカキ
物也信シガメシ古
桂女ト云シ者ト別
ナリ

竹筒ニ入テ擔ヒ敵陣ノ前ヲ通りケル敵ノ方ニ桂遊女ヲ見
知タル人多ケレハ無左右是ヲ通シケル云 公方ハ義澄也若居ハ畠山政長
ノ若居清見九十三歳ニ己トハ政長
家臣平三郎左衛門也畠山赤松一色山名等ニ正覺寺ヲ城ヲ責ラテ自害スル時
平三郎左衛門ニ申付テ城ヨリ清見九ヲ忠ヒテ出ス時ノ事ナリ

一 猿樂日吉大史の事 彦洲往來の事云四府の因今春ハ
公家ノ用明天皇ハ電臣茶河勝の子氏安と云リ其子
金衣金春満太師ト云テ又有金衣ハ迄迄ナリ金春ハ春日宮
ニ仕ラセテ満太師ハ金春ト云テ不和の事ありて列下ト云
其の猿樂ハあり日吉大史ノ名アリ一説ト云テ觀世宮ト云
ハ思フ事ノ多クアリト云フ事伊賀守腹刺殺の子ト云テ名アリ

四座
日吉大史
大和太史

太平記卷三十三
新田左兵衛依我
興自害ノ事云云
依殿モ竹澤モ他
ニト九思ナシ倍
輩共モ皆是ニ過
カレ御要人アルハ
ラスト悦ハヌモハ
ナカリケリ云云異
本ニ御用人トアリ

服初ノ名考ノ親世元ハ陸奥ノ下伊賀也ノある在是是成初
以テテ全別ノ見ノ付ノ名全剛房ト云リ上野玉小畑
一輩ノ坂元ト云レバ其ノ坂元ヲ知リト云レバ云ク

一 御用人ト云名目ナシあり東鑑卷三十四仁治二年辛九月七日
糸云七日辰有臨時評定為出羽前司行義奉行細工所輩同
澤ノ事有沙汰野世五郎拜領相摸國横山五郎跡新田垣内等是
細工故日向房實圓本給地也女子頻雖申子細付藝能元給訖
今又為御用人分勿論云同卷二治美五年辛四月廿乙亥遠江四
淺羽在司宗信依安田三郎義定之訴雖被收公所領謝申之上旨
不等閑之間安田亦執申之仍且返給彼庄内柴村并田所職

早是子息即後有敷元可為御要人之故云
按御用人モ御
要人同也也太
平記卷三十三御要人ト云フアリソレハ異本ノ太平記ハ
御用人ト書タリ要人モ用人モ義理通ス

一 若殿ト云稱ハ古ハカク若君ト稱ナリ古アリ古書
あり古代ハ女子の事モ若君ト云ル事あり源氏物語
の中ハカク云ク
古若殿ト云ハ源氏物語アリ
ワカセハカク云ク

一 中ノモ教ノ字ヲ付ケル事アリ源氏物語ト云ル事あり内侍乃
ト云ル事然ラハ其ノ後ト書ク事アリ
云ハカク云ク
ルナリ

一 家禮ノ事東鑑卷三十四仁治二年十月廿七日庚戌當將軍
御時関東射手似繪可被圖之由有沙汰今日評定之次先
其人數此條陸奥掃部助若狭前司佐渡前司秋田城為意

国司のこりり被
竹守守護八將軍
家より被竹守

乃河川のそとに比色尾の奉あり

一 大名法奉今高貴人々の奉ありて古き親あり

書札法式振草云先代將軍 先代は謙吉
お軍御守り云 の定見一旗

大名守護大名 大名一團乃主と云あり
名を多し持りありあり
名より田地十二石云 次弟

一 下膳の女房奉嫌念年中一行直之上膳ハ涉一族娘

中膳ハ奉ら娘下膳ハ侍中居殿あり娘也

一 向名の奉官職知要云涉あり名乃奉此東は四方

宣恩卿記永平十五年四月十日中納言四條宰相越前息女西向アリ
上り南西ハ方角にて九聊あり方名向名ハ方

名ハありあり中膳あり向名の方名と同

一 涉靈殿の奉幕中旧記云骨肉裏は殿涉靈殿より

前二モアリ
親長師記云長享二年
正月六日中膳室家東
向未又明應六年正月
九日北向室家同月七日
方殿西向 田兼保家
又女房故実條云大相言中納言ハ成林家ハ羽林家と云此上ハ南は
大略向名ハありあり
東向西向ありあり
又文明日記十七年
九月言涉北向四方
左云兼保及米寛
涉母係云

永享三年八月十八日
御前落居奉書云
涉靈殿雜掌ト云
見タリ

大御方の玉又唐富記 文安五年
正月十日 云中矢と近衛殿

涉靈殿の奉也 一 條殿御可考

一 條殿御可考

カネト下ノサイキ也
古ノ月代ハ額ノ方ハ
モヤテテ頭ノ裏中
ノモヤテテソル也古
キ信ニ見ユリ

白と書きと今ハ月代ツキヨロと書也は書きあらぬもの物さういさ
くもハ氣はるさ海ふのせむらふはうまの事すいさゆめ
居小髪をとりしるあさうまうもさうもさういさあやまり
也あちのそく合戦の月代をとりまう軍やんを又本
のこく一敷髪シカケもある也天正文祿年中かじのはとりたる
こくこれ信玄シノブネ源信シノブネあじこもあ徳大將合戦数年打續
しるあ書月代ツキヨロとさういさう後去年のせもあると
その所の風俗やますしと今もあ書きて月代とさういさ
しる也今とてもあ書きた昔のあ月代とさういさあ
京都將軍付代乃日記ハ月代の事あきいさの記月代と

盛衰記卷廿二入道
申官符ヲ条ニ宣時
十三ト兼リキカ子付テ
外小男ノ生絹ノ直出
ニ袴着テ侍リシテ
入道カ前ニヨビ居
テ云、
東鑑卷廿五ハ合
アリ是ノ子付ルト
鉄痕ノ事也

るしうあゆみありしは也又古ハ初ハジメげとさういさあ
る事あり古乃後原の書くさういさ信とさういさあ
初ハジメげハ刈カしる獅子シシとさういさ也又古ハ初ハジメげとさういさあ
も取トル今九と家イとさういさあ初ハジメげとさういさあ
るのさういさあぬさういさあ近代男カホとさういさあ顔カホをおさ
しとさういさあせんカホとさういさあ今ハ好色の居あぬ也又
古ハ書カホとさういさあ家のこく活カホ留カホを付て書とさういさああり
系カホとさういさあ書とさういさあ黒のさういさあ人のこくを付ぬハ信カホ藉カホ也とさういさあ
貞衛カホ云古乃侍ハ書とさういさあ深カホとさういさああさういさあ白カホ書とさういさあ
尾崎大和守カホ説カホ諸カホ大文カホ鐵カホ積カホヲ以カホ書カホとさういさあ深カホとさういさあ若カホとさういさあ元ハ解毒カホ為カホ三カホ候カホヤラカホ三カホ本カホ中カホ細目カホ鐵積カホ
上下乃さういさあ也とさういさあ今もあ書とさういさああさういさあ也
解毒カホノ見タリ

平ものゆい女の髪
ゆいゆい縁あり
うすすゆい細くき
たてて用い

武家の見入り
ゆいゆい不用

一 古武家の子息は腰の前の童子は脚は今世のせりめく
 髪をとりけず又ととととと折さげき髪のおくと平
 え髪をゆいゆい前のおうと平を髪を切てさけ髪は
 すり也は脚を唱食と云也ね娘はあふをさしとらん
 ほしをいひゆさるそえ彼の財髪を先裁縫切て髪を急
 ほしをいひゆ又髪を先裁縫切て髪を急川師の思ふにいふゆいゆいゆいゆい今いハ張か
 まゆいひて女のゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆい
 衣腹は長絹チヤウケンもふくぬゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆい
 ふゆい
 唱食カウシキ乃脚をとりけゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆい

一 古乃如房乃乃脚は髪よりけも髪を
 てもゆい
 こそゆい
 乃髪は髪よりけもゆい
 一 古乃童子ドウニョの脚はゆい
 て一ゆい
 ゆい
 一 古乃稚者の者ケヒシの素髪はゆい
 して白布を髪を巻ゆい
 今も猿樂の担サルガクのキウライゆい

形をして白布にて頭とをきて髪は赤の髪を結んでおんたも也

一 古の女帝は櫛うづらむとすするの事一 帝は髪とさぐる故に

けも女髪とさる友らむをばせり櫛をすするいふ

一 古の中間小若はきやんをきき四幅袴と帯十徳入

をあらむとすむはさうと帯けり也今母の中間

小若はまの供とらう衣履のまをを高くけり上げ腰だき

みて履を却り布すのあらうきさあけあり

一 きぬくもきしむいふはききと一 古の女を云う女乃奉ハ福

乃部子紀ス

一 女乃髪ふく一 古の髪はすするの事一 古の髪はすするの事

房流ハ髪をきけて中あるの事一 髪をきけて也今をそむ

さげ髪よハ櫛うづらむとすするの事一 古入同るあり

古もげも女ハ髪をよけてははるるあり古もさるあり

うづらむとすしてさげをうづらむ也

のやうに髪はすするの事一 髪をきけてもさるあり

一 古の髪はすするの事一 髪をきけてもさるあり

を伴坂古神宮の母官子たてあり一 奉あり

天子の母はさるの事一 髪をきけてもさるあり

天子の母はさるの事一 髪をきけてもさるあり

古の髪はすするの事一 髪をきけてもさるあり

大鏡云々泰院二田の宮の
はらうせははらうせははらうせは
の乳母の四條さし
さしははらうせははらうせは
はらうせははらうせははらうせは
はらうせははらうせははらうせは
はらうせははらうせははらうせは

進考
昔ハ櫛をきくはらうせははらうせは
はらうせははらうせははらうせは
はらうせははらうせははらうせは
はらうせははらうせははらうせは
はらうせははらうせははらうせは

古の髪はすするの事
髪をきけてもさるあり

東鑑卷十二武者所
宗親折箭在他所
見煙走向欲取出
等々之間燒左方
髪

髪をうらまのく〜と云也〜らまの付〜と云〜
故常夫〜と云す事をとむ也

一 童女の髪トウメノカミとらし〜
カメの道カメノミチより〜

〜
童童の髪カミとらし〜

女房の髪メナボウノカミとらし〜

一 髪カミをぬき又〜
京都將軍の時代の人

ハ諸君とゆけを〜
京都將軍の時代の人

元元ゲンゲン元元ゲンゲンの髪カミとらし〜
藤原氏フジワラノウヂの代ノチ藤田フジタ氏ノチ大津オホツ

酒サケありて還マゼ法ホウを〜
酒ありて還法を〜

ゆげを公方キウヘ振フリら〜
ゆげを公方振ら〜

一 髪カミは乃ナラバ髪カミの髪カミを〜
髪は乃髪髪を〜

一 髪カミを〜
髪を〜

相シヤウ法ホウ盛セイ入ニツク道ミチ童ドウ子シ〜
相法盛入道童子〜

あやうせ〜
あやうせ〜

石イシはひ〜
石はひ〜

一 古代コノコの人ノヒトの髪カミ〜
古代の人の髪〜

〜
〜

〜
〜

〜
〜

〜
〜

ひりしりハ冠
の中子の内ハハ
又古代のおる者
よてんけりしり
すまきの内ハハ

けりしりハ冠
の中子の内ハハ
又古代のおる者
よてんけりしり
すまきの内ハハ

りしりハ冠
の中子の内ハハ
又古代のおる者
よてんけりしり
すまきの内ハハ



けりしりハ冠
の中子の内ハハ
又古代のおる者
よてんけりしり
すまきの内ハハ

けりしりハ冠
の中子の内ハハ
又古代のおる者
よてんけりしり
すまきの内ハハ

けりしりハ冠
の中子の内ハハ
又古代のおる者
よてんけりしり
すまきの内ハハ

一月代の奉玉海 月輪禪閣兼 安元二年七月八日建春門院崩

月代ノ奉前モ
記ス

御ノ記云自件、藤原中時忠卿出首、
大臣以下云、時忠卿の月代とて、
奉ハ冠急月ノ急、
りノ逆上ノ私活き、
月代とて、
月代とて、
月代とて、

月代とて、
月代とて、
月代とて、



月代とて、
月代とて、
月代とて、

宣宗御記文明十三年
四月八日同進日義満
大樹金着折鳥帽子
給被置肩毛立鳥帽
子一向不有可着用
仍義政准后御亭
無御参り以外平也

鳥羽院の比ヨリ朝廷
乃作法諸の政事モ
乱メリ

平家公建賢云家ノ
人ナルユヘウスケシヤウ
ニ眉作リカ子ツナナ
トセラレシ也
惠命院内大臣權僧
正宣守中御門宣方
卿子也

残して中代なるとして類の毛髪月代子くけて月代をうとせ也

一 武士甚と重むる事海人アモリ藻衣モツズ云鳥羽院清代以前男眉

ノ毛ヲヌキ髭ヲハサシ金ヲ付ル事一切之ノ末代毎夜キヤウモリヨリ驕飾チヨリカサリ

ノ至也云ハ是ハ公家ノ事ナシ也金ハ鉄葉ナシ貞丈梅花園ハナソノ友

大臣有仁公アリヒト也後三條院西輝也又ハ輔仁親王殊外ユヱモ衣文ウモノを好む鳥

帽カブトの向くも若くうりたる物也由續世孫物語神皇正統

紀女見たり有仁ハ花奢風流を好むといひおれハ眉髪

き好類成りきき流布を以て甚き事也白粉をぬり紅脂ベニ塗

るおや乃すもをすききと有仁乃始のうれ如く下監東

の衣文も鳥羽院の四代より始る也海人アモリ藻衣モツズ云云ハハハ河内

惠命院僧正宣守記之

保元平治以来の金銭よと家より向く大將ハ若年の風

あり一友武士よと風移して家代武士ハ皆強者なり

ニテ一もや平盛衰記平家物語善忠度最後の業身

方の中よりハ若く者ハ善者也云々ハ源氏の善者忠度

ハ若く者も今も若く者ハ善者也云々ハ源氏の善者忠度

のうハ若く者も若く者ハ善者也云々ハ源氏の善者忠度

ハ若く者も若く者ハ善者也云々ハ源氏の善者忠度

ハ若く者も若く者ハ善者也云々ハ源氏の善者忠度

ハ若く者も若く者ハ善者也云々ハ源氏の善者忠度

ハ若く者も若く者ハ善者也云々ハ源氏の善者忠度

伊勢新九郎貞原云々

貞文カ先祖ナリ

人也元六系の人なり故東國より元京の風俗を汲みず遠く
 馬の如く在る一家中此侍居るの計也元京の家こそよ
 侍神の如く好むの風俗より記す事ある後には杯
 行の如く礼儀の如くおぼへて老武者を敬ふ事あり
 杯の如くおぼへるいふ事あり今世をみて元京の如く杯を
 行の如くおぼへる事あり今世をみて元京の如く杯を
 上古の如くおぼへる事あり

一 女乃遠くおぼへる事ありを始に志ます業或邦日記
 寛弘五年十二月の事よはしむるの夜はいつかといふ事あり

一のほけかゝる事ありつらひく事ありちまひの如
 ろよよと業礼物活つらひく事あり三年正月廿二日の事よ
 るよよとのぬひはらむ事ありやうしりまむ事あり
 はらひの如くおぼへる事あり又志す事あり
 知乃じらふわの事ありしむらむ事あり
 乃事あり万壽の後一條院の事あり也此の如くおぼへる
 る事ありこれに始に記す事あり始に記す事あり
 此の如くおぼへる事あり

一 女の如くおぼへる事あり又此の如くおぼへる事あり
 始に記す事あり

髪を切つて秀ありし也これまきあ申と云源氏物語
さうらゝの巻に若きうげありけるをてんかきす
これぞむらゝのちまき海にまきすことしうくありては
うまゝやびらりきけ外への物活女にまきあありあ
あゝあま書をけるは若きあまにあれるはあり
髪乃てまきあありし也 髪乃てまきあありし也 若きあまにまきあありし也

一横眉の眉の幸元源院殿清元殿記云清髪乱サレ、
童政時 元服以前 清眉ハモ、元服以後 三也御烏帽子召サレテ横眉也云横眉ハ俗
是ヲ天井眉と云匹くあらずく自せたり余の同の
方かゝるたるもあゝゝ又あまうり引合髪の中入る

悪しり眉と云ハ群よ知きされま考て記すりま
ハ花江眉と云りまゝと云く眉と唱てとれまゝ眉
と云凌ぐるも保たに眉ハ自方乃眉毛れ中細手
みま心まき入るゝ類別りゆりみす又按する
ありの眉ハ批のまの指 眉乃て 二新 眉乃て なるを

一女眉出奉の時杖奉大永六年五月二水記云後柏原院
崩清兼眉も夏崩清も後親皇は方合揮夏杖奉
是例也何明應も度奉女中皆夫念も今度せん彼
杖親之清清も日有清眉清清倚序も後又裁も還清
奉殿も時同も諒闇中も無清眉も女中眉終も杖

崩沛の後居以淡黛也若殿上人同之梅男女共之
崩沛の肩を落すの事今世也一筆乃付之
眉よ志んを入すは是より出するの事一室所
殿家よ公家の故実を辨ひし後一日記の由
事乃付女志眉落すの事一室所たれは故実
也眉よ志んを入すは是より出するの事

人名部

一苗氏と云ふ也其の源は伊勢細川島山等の數之苗
氏の子細川稻妻の苗也其の源は伊勢苗也
先祖は其家より苗なり一室所の名あり始る氏
名は苗氏と云ふ也又名字と云ふ別の部也是ハ氏の事なり
も所より其て人の氏名も其家なり一室所の名
也舊記の内ハ苗氏の名代名字と書する事あり也
其の事ハ其書の内容に詳し也

一太郎は惣領の子也次郎ハ二男也三郎ハ三男也今ノ世ハ

苗氏ト云字古代之書ハ
見云中古以來ノ事也
先祖ノ子孫ヲ苗裔ト云
ニヨリテ苗氏ト云

父ノ名太郎ナレハ其子ハ小太郎ト云其小太郎ニ子アリ又太郎也二郎三郎以下同也

一 蒲冠者^{カマクラシヤ}木曾冠者^{キヅノ}河内冠者^{カハチノ}あとの冠者いふことやむ
也冠者いふ近き比え服いふつた者のも也格束のねえ
よつた侍のものと古帝冠者^{タラウ}いふもいふ也

一 悪源太直七名刺悪四帝あとの悪の字の自身あはしむ
或書云義平八伯父義廣チウチシニ依テ悪源太トヨバシ景清ハ伯父ノ大目ト云僧チコロシタレニヨリテ悪七兵赤トヨコ
ナラハシタリ云々又東鑑卷三十四鶴岡ノ職掌常陸国^{陸奥}ノ任人悪別當成重ト云人博奕ノ科ニ依テ神職
ヲ取りアケラシメテ見タリ博奕ニ付テ極メ悪支アリシ九ノ東鑑卷三十二下毒四帝弘幹^{弘幹}惡權頭又東鑑
ハ博奕ノ人ノ悪支ノありしをいふ也
一 足利殿時代の汚蔑性上波厚子駿河守上波中房後志丸
後波中房厚子上波厚子次郎上波中房或為痛佐木
延後志丸上波山神侍左兵衛上波中房遠山守上波肥田康

或書云義平八伯父義廣チウチシニ依テ悪源太トヨバシ景清ハ伯父ノ大目ト云僧チコロシタレニヨリテ悪七兵赤トヨコ
ナラハシタリ云々又東鑑卷三十四鶴岡ノ職掌常陸国^{陸奥}ノ任人悪別當成重ト云人博奕ノ科ニ依テ神職
ヲ取りアケラシメテ見タリ博奕ニ付テ極メ悪支アリシ九ノ東鑑卷三十二下毒四帝弘幹^{弘幹}惡權頭又東鑑
ハ博奕ノ人ノ悪支ノありしをいふ也
一 足利殿時代の汚蔑性上波厚子駿河守上波中房後志丸
後波中房厚子上波厚子次郎上波中房或為痛佐木
延後志丸上波山神侍左兵衛上波中房遠山守上波肥田康

上波中房上波之利常上波福保刑部左衛門上波今峯孫三帝
武田下條甲斐守遠山飯守上波中房遠山守本孫太直志丸
根原重常佐木重隆肥後守伴勢仁本左馬助新田岩根
兵衛重茂新田大鴻左馬助佐々木重茂上波中房同氏多き
因多きなりは家々を各印を其母の氏に今の氏を言ふ
上波又重氏於中務左衛門と云ふありは上波の氏を言ふ
中務の補佐と云ふ事あり也又佐木重隆中務判官と云ふあり
佐木重隆ハ氏姓ニ重隆ト云ふ事ありは中務判官ハ傳中重隆
遠使乃判官と云ふ事あり也又波佐木重隆ハ傳中重隆
佐木重隆ハ氏姓ニ重隆ト云ふ事ありは中務判官ハ傳中重隆

是古六つくくも一々入道ふあふ又伊勢後河
入道伊勢後入道村上左衛門入道金子次郎入道
六判發して其の代動くも也加衣御衣あひし
す夜服の信^{シユ}をよして左刀のをも常^{サイ}も也尾^ビをよ
お追物尾^ビをよして対^{タイ}舟の尾^ビの信^{シユ}をよして又^マの信^{シユ}をよ
射^{シヤ}くも也^シ 尾^ビの信^{シユ}をよして射^{シヤ}くも也

一古と中間の苗氏を名あつてさうの役名の部記ス

一何と更と云名は位ありし人の名也五信のくもあり
ある人を更と云也 ダイウトスミテ云
ダイブトニルハ又別 さればして五信の人
を信と云と云也 信と更と云フトキハ
ダイブトニル まもして源氏の人五信

一 既より源太史也平氏ハ平太史也平氏ハ平太史也
太史 若太史ハ日カ
梅ハ若日意也 清急氏ハ清太史也平氏ハ平太史也
云也又平氏の人ハ平太史也平氏の人ハ平太史也
又右近太史也平氏の人ハ平太史也

一 伊織小膳多門多言要人藏^{カサシ}左膳右膳左膳右膳
馬あつて云名と東^{アツ}の信^{シユ}と云梅^{ウメ}裏の信^{シユ}と云
信^{シユ}と云 ハイシ
ツツサカド 平親王将門下總^{ヒラノ}都^{ミヤコ}をよして内^{ウチ}をよして
ハ信^{シユ}也古書子東^{アツ}の信^{シユ}と云梅^{ウメ}裏の信^{シユ}と云
東乃武士の信^{シユ}と云伊織^{イヅミ}左門^{サカド}伊織^{イヅミ}左門^{サカド}伊織^{イヅミ}左門^{サカド}

追考
古事終云将門
逆乱者天慶二
年十月始披露
云々領東八ヶ国
奪官鑰任固司
惣行除目有
以下云云百官
皆以監定但所
關者舊博士計
也云此文見ハ
将門別官云々
作タルニアラス大臣

丸やう川ありまきこりあれいさやうり勢もろいあやう
ずあやうろふ者あやうりうろふあやう

一 名よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也然るに
い名采よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也然るに
ある也今日あやうりあやうりあやうりあやうりあやうり
百屋名のおい字よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也
い采よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也然るに
くの事よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也然るに
字よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也然るに

まで此吟味あり名采よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也
い名采よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也然るに

一 斯波武衛細川足利尾張畠山仁木荒川吉良東条
今川澁川石堂二色小侯山名里見岩松桃井新田
大館堀口得川世良田智の家比叟京都將軍家畠山系畠山
一 姓尸よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也然るに

一 姓尸よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也然るに
い名采よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也然るに
い名采よりい名采の事也字よりい采よりい名采の事也然るに

姓ハカハ子ト云日本紀
ノヨミナリ尸ト同刻
然ルニ中古以来源平
藤橘ナドノ氏ヲ姓

假名ト書ハ愚シ
家名ト書シ

今昔物語卷八三ハ昔上統守平維時執臣といハ自盛ク孫キ維時カ子アケルルキ
ワカリ人々假名実名ト稱テ来レト云ハ所ホ希ト云
其也其弟第ノ家名ハカキテ野ハ文紀ト云者知リテ
使中ト書シテあり東鑑ニハ假名ト云奉ルルコト

一 東鑑卷十六宗尊親王代の記文ハ伊勢右衛門伊勢守
行經云々あり桓武天皇乃皇胤の伊勢氏カあり
我家の先祖カあり太平記カ云々云々伊勢氏カ桓武天
皇乃皇胤中我家の先祖也

一 元服乃時云々一親の名云の一字云々云々
云々後名目一書カ有テ名云カ改メカ云々云々
と同様子改奉ルル也

一 天台宗の寺の僧の名ハ民部カ吾部カ武部カ云々是皆
云也他人より云ハ民部カ吾部カの君カ云々云々ハ

東鑑卷五十一弘長三年
十月廿四日余ニ御夜中
御所出御于武州亭外
戚大政法師澄西入祇依
御輕服也彼上經者光
明峯寺禪院御息
云
海人源政云因白、
息於俗殿大將殿、
大納言上申之於僧
中殿僧正殿法印
可申也

云々也カレ僧民部カ武部カの信ト任トカカキテ持地家カ
信部カの民部カ云々云々同ハ信部カカ根云カ
云々カ按政閣自カ子の信カありカ法部カありカ殿法部
ト云カ按政閣カ左大臣カ子の信カありカ知カ左大臣カ信部カ
或カ信カ子の信部カありカトハ或カ信カの法部カカ信部カ
信部カカ信部カカ後代カカカカカカカカカカカカカカカカ
カカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカ
一 坂東乃八平氏カカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカ
長尾是カカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカ

しよ、本圖ハ在名史生ハ帯カ先生也

一世の事清僧ありて又決かきし事

きりあひしありてあふりし事

実雜ハ史書云門跡乃お世ハ大略伊佐元と對し

門跡ニテ没等本意ニ傳
傳ナルヲサシテ出世トスル也



